

静岡市報

No. 76

静岡市葵区追手町5番1号

発行所 静岡市役所

編集兼発行人 静岡市長

発行日 毎月1日・随時

目次

規 則

- 静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・3
- 静岡市林業センター条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・4
- 静岡市総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・5

消防本部訓令

- 静岡市消防局警防規程の一部改正・・・・・・・・・・7

規 則

静岡市規則第88号

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年8月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成15年静岡市規則第259号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「17万7,950円」を「18万6,050円」に、「8万8,980円」を「9万2,980円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第4の規定は、令和7年8月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

静岡市規則第89号

静岡市林業センター条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

令和7年8月29日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市林業センター条例施行規則を廃止する規則

静岡市林業センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第197号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

静岡市規則第90号

静岡市総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和7年8月29日

静岡市長 難波 喬 司

静岡市総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市総合運動場条例施行規則(令和7年静岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及びグラウンドゴルフ場」を「、グラウンドゴルフ場及びローラースポーツパーク」に改める。

第4条中「及び野球場」を「、野球場及びローラースポーツパーク」に改める。

様式第3号総合運動場個人利用券(当日券)の備考中「及びグラウンドゴルフ場」を「、グラウンドゴルフ場及びローラースポーツパーク」に改め、同(整理券)中「総合運動場整理利用券(屋内プール)」を「総合運動場整理利用券()」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月29日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第8号

消防局

各消防署

静岡市消防局警防規程(平成17年静岡市消防本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

令和7年8月20日

静岡市消防長 成澤 央久

第40条中「警防活動を行ったときは」を「災害事案等について」に改め、同条第3号中「その他特異な災害で」を「局長、次長、警防部長又は署長が」に改める。

第42条第2項第1号中「第2指揮体制」を「第3指揮体制」に改める。

別表第1の1警防本部の組織の表中

「

局長	次長	警防部長 消防局消防部長 局の担当部長 局の理事 局の参与	消防局消防部消防総務課長	総務班
----	----	---	--------------	-----

を

」

「

局長	次長	消防局消防管理監 消防局消防部長 警防部長 局の担当部長	消防局消防部消防総務課長	総務班
----	----	---------------------------------------	--------------	-----

に

」

改める。

別表第2中

「

しずはた出張所		しずはた第1	千代田消防隊	☆しずはた山岳救		しずはた救急隊(しずは
---------	--	--------	--------	----------	--	-------------

」

			消防隊 (しずはた1)	(千代田水槽) ※しずはた第2消防隊(しずはた2)	助隊(しずはた山岳)		た救急)	を
	井川出張所						井川救急隊 (井川救急)	

	しずはた出張所		しずはた消防隊(しずはた)	千代田水槽隊(千代田水槽)	☆しずはた山岳救助隊(しずはた山岳)		しずはた救急隊(しずはた救急)	に
	井川出張所		※井川消防隊(井川)				井川救急隊(井川救急)	

改め、同表備考3中「しずはた第1消防隊」を「しずはた消防隊」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。